

児童生徒等の定期健康診断の実施における留意事項について (令和2年5月18日時点)

【感染症対策の考え方】

- ・手洗いやマスクの着用を徹底すること。
- ・①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③近距離での会話や発声が行われる密接場面、の条件が発生しないようにすること。
- ・検査器具や聴診器の消毒等を徹底すること。(特に児童生徒の顔・口や手に触れるもの)

【具体的な取組例】

- ・会場の換気を定期的に行うこと。
- ・順番待ちのスペースの確保や会場に入る人数の制限を行うこと。
- ・遮眼器やオーディオメーターのレシーバー・応答ボタンの消毒を、児童生徒が使用することに行うこと。
- ・内科検診や歯科検診、耳鼻科・眼科検診については、児童生徒全員分の使い捨てグローブや消毒済みの器具を用意すること。(使い捨てグローブが汚染されないように、手袋をした前後でアルコール消毒をすることが望ましい。)

【具体的な健康診断時の流れ】

- ①児童生徒はマスクを着用し、順番を待つ間に検温を行い、発熱していないことを確認する。(特に健診を午後に行う場合は、登校時と比べ体温に大きな変化がないか注意する。)
- ②検温後、手洗い又は手指のアルコール消毒・うがいをして待機する。
- ③会場には、一人ずつ入る。
- ④健診会場では、名前や学年等は養護教諭等が読み上げて本人に確認をし、児童生徒は必要などきのみ会話する。
- ⑤健診会場では、耳鼻咽喉疾患や口腔の検査の際のみ、マスクを外す。
- ⑥プライバシーに配慮しつつ、換気扇を使用する等できる限りの換気対策を工夫する。
- ⑦健診後には、手洗い又は手指のアルコール消毒・うがいをする。

【その他の留意事項】

- ・健康診断の詳細な方法については、事前に学校医や学校歯科医等の意見を十分確認の上、教職員及び児童生徒、保護者の理解を得て実施すること。
- ・感染の流行状況や実施体制が整わない等のやむを得ない事情により、健康診断の実施を延期することや、感染リスクが高いと思われる検査項目(耳鼻咽喉疾患の有無等)については、その項目についてのみ感染の流行状況が落ち着いてから、後日実施することも考えられること。
- ・児童生徒等の定期の健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。